

無担保住宅借換ローン

商品概要説明書

融資対象者	次の条件をいずれも満たしている方 ① 申込時年齢が満20歳以上65歳以下で返済時年齢75歳以下の方 ② 安定・継続した収入の見込める方 ③ 公的及び民間金融機関の住宅ローン利用者で返済実績が5年以上あり（ステップ償還の利用者は7年、または2度目の借換の場合は前回、前々回合わせてトータルで7年以上）、かつ直近1年間に返済遅延がない方 ④ 原則、団体信用生命保険に加入できる方 ⑤ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、㈱ジャックスの保証が受けられる方 ⑥ 高山市・飛騨市・大野郡白川村に居住、または勤務している方
資金使途	① 住宅金融支援機構、公的及び民間金融機関の住宅ローンの借換資金 ② 住宅金融支援機構、公的住宅ローンの特別加算額の借換資金 ※ 上記①、②のいずれにおいても、原則金利の軽減が見込めること、ただし、金利の軽減が見込まれない場合は「無担保住宅借換ローン商談シート」を作成のうえ対応が認められます ※ 無担保住宅ローンは対象外となります
融資形式	証書貸付（利息後取り）
融資限度	50万円以上2,000万円以内（1万円単位） 自営業者の方は1,000万円以内（1万円単位） ※ ただし、対象ローンの借換に必要な金額を上限とします
融資期間	6ヶ月以上20年以内（1ヶ月単位） ※ ただし、借換対象ローンの残存期間に3年加算した期間を上限とします
融資方法	お客様の返済口座経由で借換対象ローンの返済口座または借入先への振込
返済方法	○元利均等毎月返済 ○ボーナス併用返済もご利用いただけます。その場合は、ボーナス併用部分は貸出金額の50%以内の範囲内とし、ボーナス返済は6ヶ月毎の年2回となります。 ※ 据置期間のお取扱いはできません
返済日	任意の日をご指定いただけます ※融資実行日の翌月を第1回目の返済月とします
返済口座	ご本人名義の口座をご指定していただきます
融資利率	《変動金利型（短期プライムレート連動）》（保証料を含みます） 短期プライムレート + 年利0.775% ○当組合の短期プライムレートを基準として、毎年4月1日、10月1日に適用利率を見直します。4月1日基準日に決まる新利率は同年6月返済日の翌日から12月返済日まで適用します。10月1日基準日に決まる新利率は同年12月返済日の翌日から翌年6月返済日まで適用します。適用利率が変更する場合でも、返済金額の元本分と利息分の割合を調整し、変動金利を適用した日の翌日以降10回目の基準日を経過した直後の6月または12月の返済日までは返済額を変更しません。 ○上記見直しにつきまして新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 ○基準利率の取扱いが廃止される等金融情勢の変化、その他相当事由が発生した場合には、組合は基準利率の対象を一般に行われる程度のものに変更することができるものとし、変更後初回における変動幅は組合が相当と認める方法によるものとし、以後、新基準利率の対象となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。

遅延損害金	年14.60%
担保	不要
団体信用生命保険	団体信用生命保険への加入を条件とします
連帯保証人	原則不要 ただし、次の場合は必要となります ・借換対象ローンの連帯債務者または連帯保証人 ・(株)ジャックスが必要と認めた場合
お申込時にご用意 していただくもの	① 本人確認資料 ※ 融資申込時点で有効期限内のものに限ります 運転免許証、パスポート（住所表記のあるものに限る）、マイナンバーカード等、公的機関発行の顔写真付本人確認資料の写しいずれか1点 ② 所得証明書類 ○給与所得者・・・源泉徴収票、住民税決定通知書、所得証明書の写しいずれか1点 ○自営業者・・・納税証明書（1・2）又は税務署の受付印のある（電子申告の場合は受付番号等の確認できるもの）確定申告書、所得証明書の写しいずれか1点 ③資金使途確認資料 ○返済予定表の写し ○対象物件の登記簿謄本（発行から1ヶ月以内のものに限ります） ○直近1年間の返済遅延の無いことを確認出来る書類（返済している通帳の写しなど） ④ 借換対象ローンの抵当権抹消後の登記簿謄本（融資実行後） ⑤ 借換対象が住宅金融支援機構・公的住宅の特別加算の場合、完済したことを証する書類（融資実行後） ⑥ 印鑑証明書（連帯保証人付保の場合に連帯保証人分のみ必要です） ⑦ その他当組合もしくは保証会社が必要と認めた書類
返済条件変更 に係る手数料	融資条件変更手数料 11,000円（税込） 全額繰上償還手数料 1,000万円以上2,000万円未満 44,000円（税込） 300万円以上1,000万円未満 33,000円（税込） 100万円以上 300万円未満 22,000円（税込） 100万円未満 11,000円（税込） 融資実行日から4ヶ月以内の繰上償還、又は当初借入額が40万円以下は無料とします
苦情処理措置 紛争解決措置	○苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓 口：ひだしんお客様相談室】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：9：00～17：30 電 話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/ ○紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）、 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）、 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。

苦情処理措置 紛争解決措置	【窓 口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：9：00～17：00 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
* 本商品は飛驒信用組合の無担保住宅借換ローンです。株式会社ジャックスは保証会社としてお客様の本商品に関わるお借入について、飛驒信用組合に対して保証します。	

400008、400009

令和6年9月2日現在

- * 審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。
- * 詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。
- * 金利・ご返済額の試算は窓口にご相談ください。また、ホームページでも返済額の試算ができます。

